

振動規制法の道路交通振動の要請限度

(法第 16 条、施行規則第 12 条 (別表第 2))

(2012.4.1 町田市告示第 5 号)

(単位：デシベル)

区域の区分	当てはめ地域	時間の区分	
		昼間	夜間
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	65 (8 時～19 時)	60 (19 時～8 時)
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 (8 時～20 時)	65 (20 時～8 時)

第 2 種区域に該当する地域に接する地先は、第 2 種区域の基準が適用される。